

生物多様性条約交渉時の経緯

- 人の健康に対するリスクの考慮について -

採択された生物多様性現条約では、バイオテクノロジーの安全性の確保に関連する条文は以下。

・ 第 8 条「生息域内保全」(g)

バイオテクノロジーによって改変された生物であって環境上の悪影響（生物多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。

・ 第 19 条「バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分」第 3 項、第 4 項

3 締約国は、バイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、その安全な移送、取扱い及び利用の分野における適当な手続き（特に事前の情報に基づく合意についての規定を含むもの）を定める議定書の必要性及び態様について検討する。

4 締約国は、3 に規定する生物の取扱いについての自国の規則（利用及び安全に係るもの）並びに当該生物が及ぼす可能性のある悪影響に関する入手可能な情報を当該生物が導入される締約国に提供する。その提供は、直接に又は自国の管轄の下にある自然人若しくは法人で当該生物を提供するものに要求することにより、行う。

バイオテクノロジーの安全性の確保に関する議論は、条約交渉の途中段階から始まる。主な経緯は以下。

< 1991 年 9 月 第 4 回条約交渉会議 >

生息域内保全の項目（現条約の第 8 条）に（ g ） GMO の開発・放出と外来種の放出の規制に関する文章を挿入する条文案が示されるが、外来種と GMO に関する規定を分けた上で、GMO に関する規定は米等の反対により全文に括弧が付された。

(g) Regulate the development and release of genetically modified organisms and of the release and use of alien species;

(h) Eradication or control of alien species which threaten ecosystems, habitats or species;

この時点ではバイオテクノロジーの取扱、利益配分に関する条文（現条約の第19条）に関しては、安全性の確保に関する項はない

< 1991年11月 第5回条約交渉会議 >

- ・生息域内保全の GMO にかかる部分は議論されず。
- ・バイオテクノロジーの取扱、利益配分の条文に関連し、途上国から、遺伝子操作生物を他国に移入する際の安全性確保のための規定の提案がなされ、激しい議論が開始される。マレーシアより条文に2項を追加する提案がなされた。追加提案のうち1項は影響を及ぼす可能性のある GMO の導入に際して事前の合意(PIC)を必要とする規定。Prior informed consent という表現に米が反対し、advance agreement と並記。GMO という表現は幅が広すぎるとして米が反対し、折衷案で living organisms resulting from biotechnology を並記。

もう1項は GMO が導入される国において、導入する国の安全性規制と同様の規制に従って取り扱われる旨の提案がなされたが、米が反対し、導入する国の利用と安全性規制に関する情報を、導入される国にとって利用可能なものとする旨の規定に改められた。

< 1992年2月 第6回条約交渉会議 >

- ・生息域内保全の GMO にかかる部分の修正提案が英よりなされる。最終テキストに [adverse effect on health] が括弧付きで入っているが詳細な経緯は不明。
- ・バイオテクノロジーの取扱、利益配分の部分については、規定の重要性をほとんどの国が主張、米、日は GMO に他の生物とは違った特有のリスクはなく、特別に規制の対象とすることに反対。その旨注記された。

< 1992年5月 第7回条約交渉会議（最終） >

- ・生息域内保全の GMO にかかる部分の修正提案がカナダよりなされる。
Establish means to control the risks associated with the use and release of living modified organisms resulting from biotechnology which may have adverse environmental impact that could affect the conservation and sustainable use of biological diversity.

途上国の多くは、and human health を最後につけることで受け入れ可能とした。

英は human health は生物多様性条約の検討の範囲外であり削除すべき旨の意見を述べたが、taking also into account the risks to human health として追加され採択された。

- ・バイオテクノロジーの取扱、利益配分の部分については、GMO の輸入に際しての事前合意制度について、まず、その手続きのための議定書を作ることにつき検討することで決着。